

第一回 広重あつし後援会総会

安全で安心、

元気で笑顔のあふれる

もつといい

まちづくり

令和2年6月27日（土）午後2時

宮地町公民館

第一回 広重あつし後援会総会 次第

司会（西中万理）

1. 開会のことば（市川真人）
2. 発起人代表あいさつ（本多靖司）
3. 議事（議長候補：今泉務）
 - 第1号議案 後援会 役員承認に関する件
 - 第2号議案 後援会 規約（案）に関する件
 - 第3号議案 後援会 活動方針（案）に関する件
4. 来賓あいさつ

岡崎市長	内田康宏様
衆議院議員	青山周平様
愛知県議会議員	新海正春様
5. 決意表明 広重あつし
6. 各部長紹介（奥西美佐乃、石川政彦、金子將一）
7. 後援会加入活動推進のお願い（須藤正信）
8. がんばろう三唱（石川政彦）
9. 閉会のことば（奥西美佐乃）

閉会后連絡事項がありますので、後援会役員の方は残っていて下さい。

令和2年 広重あつし後援会役員(案)

令和2年6月27日

役職	町	氏名	備考	役職	町	氏名	備考
顧問		新海正春	愛知県会議員	宮地支部幹事	宮地町中	松金博文	元六ツ美西部学区社教委員長
相談役	宮地町西	市川聡明	元六ツ美西部学区総代会長	宮地支部幹事	宮地町中	小林悟	元宮地町中総代
相談役	宮地町中	河合孝	元六ツ美西部学区社教委員長	宮地支部幹事	宮地町東	安藤誠	前宮地町東総代
相談役	法性寺一区	八田政弘	元法性寺一区総代	法性寺支部幹事	法性寺一区	村越三朗	六ツ美西部学区社教委員長
相談役	法性寺一区	犬塚哲雄	元六ツ美西部学区福祉委員長	法性寺支部幹事	法性寺二区	阿部誠幸	法性寺二区総代
相談役	法性寺二区	佐野幹子	元六ツ美西部学区福祉委員長	赤波支部幹事	赤波三区	安部千尋	元赤波三区総代
相談役	中之郷	近藤鍾	六ツ美西部学区総代会長	赤波支部幹事	赤波四区	犬塚哲也	元六ツ美西部学区福祉委員長
相談役	中之郷	山田靖	作左の会長	赤波支部幹事	赤波五区	原文一	元赤波五区総代
相談役	中之郷	山本悟	学区交通指導員班長	中之郷支部幹事	中之郷	山田英一	中之郷副総代
後援会長	宮地町西	本多靖司	元宮地西総代	中之郷支部幹事	中之郷	石川敬貞	
対策委員長	赤波一区	須藤正信	元赤波一区総代	女性部幹事	宮地町東	石川久美子	元学区婦人自主防災会長
会計責任者	法性寺二区	廣重智子		女性部幹事	宮地町西	野村みさを	元宮地町民生児童委員
女性部会長(正)	赤波四区	奥西美佐乃	元六ツ美西部学区女性部代表	女性部幹事	宮地町西	滝元敬子	
女性部会長(副)	法性寺一区	成瀬よし子	元法性寺一区女性部代表	女性部幹事	法性寺一区	杉浦美香子	
青年部会長	中之郷	石川政彦	元六ツ美西部小PTA会長	女性部幹事	法性寺二区	市野昭子	元六ツ美西部学区女性部代表
トヨタ部会長(正)	真伝町	金子将一	GRプロジェクト推進部 室長	女性部幹事	中之郷	岡田美香子	
トヨタ部会長(副)	東蔵前	高橋智也	GRプロジェクト推進部 室長	女性部幹事			
宮地A支部長	宮地町東	平野重雄	元六ツ美西部学区福祉委員長	青年部幹事	宮地町西	市川壮文	宮地町評議員
宮地B支部長	宮地町西	市川真人	元六ツ美西部学区総代会長	青年部幹事	宮地町西	伊藤重樹	宮地町西副総代
法性寺A支部長	法性寺一区	今泉務	元六ツ美西部学区総代会長	青年部幹事	宮地町西	鮫島章	
法性寺B支部長	法性寺二区	大下克英	元六ツ美西部学区社教委員長	青年部幹事	宮地町東	本多甲斐	
赤波A支部長	赤波二区	安藤博司	元六ツ美西部学区総代会長	青年部幹事			
赤波B支部長	赤波四区	竹中節夫	前赤波四区総代				
中之郷支部長	中之郷	中野康孝	元六ツ美西部学区社教委員長				

※ 各幹事に関しては、新規追加等、連絡なく変更する場合があります。

広重あつし後援会規約（案）

私たちは、岡崎市の市民として、安全で安心、豊かで住みやすく笑顔のあふれる市を作るために、それらの目標を実現するための行動を起こしている「広重あつし」さんを後援するため、後援会を組織して、広重あつし後援会規約を定める。

（名称と構成員）

第一条 この後援会は広重あつし後援会（以下「後援会」という。）と称し、岡崎市民及びその他同志の者をもって構成する。

（目的）

第二条 後援会は広重あつしさんが 100%の力で活動できる基盤造りと会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（事務所）

第三条 後援会の事務所は、岡崎市宮地町郷東 1 番地 1 に置くものとする。

（事業）

第四条 後援会は第二条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- (1) 「広重あつし」さんの政治活動のための基盤造りと支援に関すること。
- (2) 会員の相互親睦に関すること。
- (3) その他。

（役員）

第五条 後援会は、次の役員を置き、選任、任期は別途定める。

- [1] 会長 [2] 会計責任者

（役員の仕事）

第六条 会長は、後援会を代表し会務を総括する。

（経費）

第七条 後援会の経費は、一般会費及び特別会費をもってこれに充てる。

（会計）

第八条 1月～12月を一つの会計年度として、会計責任者は責任をもって収支をまとめ、翌年の3月までに法律に基づき収支報告を行う。

（その他）

第九条 後援会は、この規約に定めのない事項はその都度協議決定する。 以上/

付則

1. この規約は、令和2年3月4日から適用する。

令和2年 活動方針（案）

本年は、新型コロナウイルスの影響により、人と人との接触を減らすため、活動の自粛、休業要請といったことが求められ、経済活動、日常生活に大きな影響を及ぼすと同時に、政治と生活が大変密接だということを改めて気づかせてくれた。

仕事をしたくても出来ない、面倒を見たくても見られない、個人の努力、企業の努力だけではどうしようもない状況に陥った時、手を差し伸べ、生活を守るために必要な支援をタイミングよく実施し、不安を取り除いてあげる。このことこそ行政の役割である。

そのためには、日頃から住民に寄り添い、声を聴き、行政の場につなげることが不可欠である。

広重あつし後援会では、その実現に向け、より多くの仲間づくりに取り組んでいくと共に、地元学区はじめ岡崎市内の方々と常に対話し信頼関係を築き上げていく。

市民生活において基本となる、安全と安心は、これまでの交通事故予防、犯罪防止、自然災害への対応に加え、これからはウイルスへの対応も不可欠となる。通常の行政サービスに加え、今回進展したオンライン活用はじめ、市民の利便性を増しながら効率化を進める方法も追求し、具体的な形で提案していく。

